

墨田区消費者ニュース

平成28年5月発行 第114号

ふれあい 活力 10と0

すみだ

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部生活経済課消費者・勤労福祉係)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516

みんなの強みを活かせ

安全・安心な社会に一億総活躍



“消費者月間統一テーマの趣旨”

「消費者が直面する課題の解決に向けて、老若男女問わず社会に関わる全ての人々が活躍する多様性の中から、新たなアイデアが生まれ、より良い社会へ変革していくことが期待されます。一億総活躍社会の実現に向け、消費者行政においても、多様な人々が各自の強みを活かし挑戦していくことが重要です。」

(消費者庁ホームページより抜粋)

近年、高齢者の消費者被害が増加しており、被害に遭った高齢者が再び狙われて被害に遭う「二次被害」も目立っています。また、被害に遭った高齢者本人が周囲に相談しない傾向もあることから、日頃からの見守りがとても大切です。消費者被害に遭うリスクの高い高齢者を地域の力で見守り、安全・安心な消費社会を築いていきましょう。

消費者ホットライン

い や や
☎ 188

★身近な消費生活相談窓口にご案内します。

消費者センター相談窓口から

契約前に支払った賃貸マンションの申込金 キャンセルした場合は返金されるの？

【相談事例】

賃貸マンションの内覧した部屋を気に入ったが、もう少し他のマンションも見たいと思い、不動産業者にそう話したら、「部屋を押さえるので申込金を支払ってほしい」と言われ、1か月分の家賃（8万円）を支払った。

その後、他のマンションに入居することにしたので、支払った申込金は返金してもらえるのか。

【アドバイス】

賃貸マンションを探すとき、不動産業者から申込金を請求される場合があります。入居の意思確認等の意味合いが強いものですが、契約が成立する前に支払った金銭はすべて預り金とみなされます。

消費者が申し込みをキャンセルした場合、不動産業者は預り金を返還しなければなりません。宅建業法の「業務に関する禁止事項」において、受領した預り金の返還を拒むことが禁止されています。この事例の場合、申込金は返金してもらえます。

預り金の返還をめぐるトラブルになるケースがあるので、契約前の金銭のやり取りは避けた方が賢明です。また、預り金を支払った場合は「預り証」が発行されるので、そこに日付や返還についての但し書きが記載されているかを確認しましょう。

すみだ消費者センター相談室



■相談日……月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）

（日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。）

■相談時間……午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

